

# 一般社団法人日本音楽療法学会「日野原賞」規約及び選考基準

## 1. 目的

日野原賞は、日本音楽療法学会の創設と発展に貢献された故日野原重明初代理事長を顕彰する一般社団法人日本音楽療法学会（以下本学会）の学術奨励賞である。日野原氏の理念“keep on going”を継承し、音楽療法の発展に貢献する学術研究や臨床現場での継続的な活動を奨励し、その結果、日本の音楽療法が人々の健康維持・増進に貢献することを目的とする。

## 2. 対象

(1) 【論文】【活動】の二部門を対象とする。

【論文】①日本音楽療法学会誌に掲載された原著または事例研究の筆頭著者、  
②国内外の学会誌（第三者による査読のあるもの）に掲載された原著または事例研究の筆頭著者（本学会員に限る）

【活動】③音楽療法の普及・発展に貢献した活動を行った本学会員、または本学会員が運営する組織・団体

(2) (1) 項の②、③に該当する受賞の候補となる個人や組織・団体を正会員より公募する。自薦・他薦とも可とする。エントリーに当たり 2,000 字以内の抄録を提出する。

(3) 選考論文対象は、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発表・実行されたものとする。活動に関しては前年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日（選考の前年度）を評価の対象期間とする。

(4) 選考候補者の年齢は問わない。

(5) 原則として、既に受賞した著者・代表者は、選考の対象としない。

## 3. 選考委員会

本学会内に日野原賞選考委員会（以下、選考委員会）を設置し、委員の構成については公平を期すために下記のようにする。

(1) 編集委員長・学術研究委員長に加え、理事の中から計 7 名によって構成する。7 名の人選は常任理事会で行う。選考委員会では、学術研究委員長が選考委員長となる。委員長は必要に応じて副委員長を指名することができる。なお選考委員の任期は、理事の任期に準ずる。

(2) 上記委員が選考候補者となった場合には、その候補者が選考委員を辞退し、委員長が委員を推薦し、他の選考委員全員の賛同を得て委員とする。

(3) 選考候補者が所属又は関与する組織・団体の者が委員になった場合には、選考

委員を辞退し、委員長が委員を推薦し、他の選考委員全員の賛同を得て委員とする。

- (4) 委員長が選考候補者となった場合には、委員を辞退し、予備審査員を会員の中から選び、業務を代行する。

#### 4. 選考基準

論文に関して、①論文としての論理性・独創性、②音楽療法の発展への貢献、③社会福祉実践への寄与、④倫理性などを総合的に評価する。

活動に関しては①臨床・教育・福祉実践への貢献、②社会に向けての普及・啓発性、③持続性と公共性、④発展性と将来性などを総合的に評価する。

#### 5. 選考方法

- (1) 上記の選考基準項目において、10点満点で行い、その平均点の最も高い論文・活動を選考する。
- (2) 同点の場合は選考委員会を開催し、決定する。
- (3) 評価用紙は、学会事務局から各委員に送付する。送付されたものを各委員が算定し、算定した結果を事務局が各委員に報告する。
- (4) コメント欄を設け、総括を記載する。
- (5) 受賞者は原則として同一年論文・活動ともに1名（団体は1団体）とする。最上位候補が複数あった場合には同時受賞とする。受賞に適した論文・活動がない場合は、その年の授与を行わない。

#### 6. 日野原賞の決定

日野原賞の決定は、選考委員会で候補者を選び、理事会の議を経て決定する。

選考委員会は審査結果について、学会誌、学会ニュース及び学会ホームページにおいて発表する。

#### 7. 授賞式

授賞式は、その年の日本音楽療法学会学術大会において賞の授与（楯、賞状、金十万円）と受賞講演を行う。

#### 8. 日野原賞応募要項

日野原賞応募要項は、対象者、対象論文・活動、選考基準などを記載して、毎年学会ニュースおよび学会ホームページで広報する。